

部 内 限
No.

調査結果復命書作成要領

平成7年9月

労働省労働基準局補償課

目 次

1 調査結果復命書の意義	1
2 復命書作成の心得	1
3 復命書作成の基本的な考え方	2
4 復命書作成に当たっての留意事項	4

(参考) 「労災保険給付事務取扱手引」より抜粋

201 実地調査の要領	7
202 労災保険に係る不正受給防止対策	10
203 実地調査復命書の作成	11
102 共通的審査（I 各保険給付支給請求書の審査）	11
5 調査結果復命書参考事例	15
(1) 労働者性	16
(2) 業務上外	23
(3) 脳・心臓疾患等	29
(4) 腰痛	51
(5) 障害認定	57
(6) 適正給付対策	64
(7) 付添看護	68
(8) 通勤災害	72
(9) 第三者行為災害	79
6 調査結果復命書参考様式	85
(1) 参考様式	86
(2) 通勤災害用	88
(3) 適正給付対策用	90

1 調査結果復命書の意義

調査結果復命書（以下「復命書」という。）とは、労災保険給付請求の支給決定事務等に当たり、調査官が、

- ① 請求書の記載内容についての確認調査
- ② 関係事業場、医療機関等に対する実地調査
- ③ 請求人、事業主、同僚労働者、現認者等からの事情聴取
- ④ 主治医、労災医員等に対する症状調査照会

等を行った場合、又は調査の最終段階において、その結果を取りまとめ、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に報告するために作成する文書である。つまり、復命書は、調査活動の結果と調査過程において調査官の認識したことを記録するとともに、請求事項に関する事実関係等を証拠書類によってこれを裏付けることにより、監督署長が保険給付に係る決定を行う際の基礎的判断資料となるものである。

2 復命書作成の心得

監督署長の決定が適正に行われるかどうかは、その判断の基礎となる復命書の記載内容によって左右されるものであるから、その作成に当たっては、復命書の作成目的に応じて、監督署長の判断に必要となる情報を要領よく取りまとめ、正確かつ迅速に提供するよう心掛けることが大切である。必要な事項が記載されていなかったり、逆に、不要な記載が多かったりして、監督署長の判断に支障が生じるようなことは避けなければならない。

また、復命書に記載された調査内容や復命書の記載方法等に不備があると、改めて調査する必要が生じた場合に、既に事業場が閉鎖されていたり、同僚労働者が退職してたり、また、出勤簿、タイムカード、作業日報、さらには病院の診療録等が廃棄されてしまい、必要な資料が収集できなかったりするほか、関係者の記憶もあいまいになるなど、再調査を行うのに困難を伴う場合が多い。

そのため、必要な調査項目については確実に調査を行うとともに、監督署長の判断に必要な調査結果を復命書に記載しておくことが大切である。

要するに、復命書は、調査活動の結果を監督署長に報告し、監督署長が判断材料とするための内部文書であるだけでなく、将来、行政事件訴訟等に証拠として提出される場

合があることも念頭に置いて、綿密な調査を行い、その結果を要領よく取りまとめて作成することが重要である。

3 復命書作成の基本的な考え方

復命書は、調査官自らによる調査結果の評価であるとともに、今後の問題点に係る対処方針の組織的決定及び取り組みの具体的集積でもある。

したがって、労災主務課はもちろんのこと、事案によって監督業務、安全衛生業務等と密接に関連する場合には、関係各課との連携を踏まえた上で作成することが必要となる。

このように、復命書の作成は、調査過程における予断の排除と過誤の発見のみならず、適正・迅速な業務処理に資するものであることから、かかる観点に十分留意しながら復命書の作成に当たるべきものである。

(1) 問題点の検討

調査結果の復命については、請求内容全体から、事案の問題点を明確にすることからはじまる。この問題点が明確にならない限り、どのような調査手法により何を調査すべきか判然とせず、その調査結果はいうに及ばず、監督署長の指示・判断が的確になされない恐れが生じるとともに、ひいては行政処分に過大の労力と時間を費やすこととなる。

また、事案によっては、請求内容からして問題点が明らかであるものについても、調査着手後、新たな問題点が抽出される場合がしばしばみられるところである。このような場合にあっては、それぞれの問題点ごとについて、必要な調査を実施し、その調査結果を復命し、監督署長による的確な指示・判断を仰げるよう留意することが重要である。

(2) 調査計画の策定

明らかにされた問題点を踏まえ、事案の全体像から調査目的を明確にし、どのような事実が明らかにされる必要があるのかを検討した上で、何を調査すべきかについて具体的な調査計画を策定することが肝要である。

調査項目により、その調査実施の優先度を勘案するとともに、調査時期をあらかじめ定めることによって時機を失するがないように調査を実施すべきことはいうま

でもない。

(3) 調査手法の選択

どのような調査方法が調査目的に適しているかを十分検討し、調査目的に最適な手段方法を選択することが必要である。

明らかにすべき事項によって、電話照会で足りるものもあれば、実地調査により確認し、さらに客観的な資料を収集しなければならない場合も生じる。

また、症状調査照会結果について文書回答を求め、さらに回答者から聴取により明らかにしておく必要があると判断されることもあり得る。

(4) 調査結果の評価

調査が終了すれば、調査によって収集した資料等からどのような事実が判明し、どの部分が未解明のままであるか、また、それまでに収集した資料等と矛盾する点がないか等について十分検討する必要がある。

調査目的に照らし、未解明の部分の存在が確認されたり、調査内容に矛盾する点が判明した場合には、これをそのまま放置することなく、矛盾点を整理した上で真相究明のための補充調査の要否を検討することが重要である。

なお、検討結果によっては、調査計画を見直す必要が生じることにも留意すべきである。

(5) 調査結果の取りまとめ

監督署長の決定が迅速に行えるように、次の点に留意しつつ、復命書は調査終了後速やかに作成すべきである。

① 事実の客観性

調査結果としての事実については、あくまで客観的に記述すべきである。調査結果は、判断の対象となるものであるから、調査官の推測や感想であってはならない。予断を排除し、事実を事実としてありのままに記載すべきものである。

② 事実の正確な記載

復命書は、調査結果を監督署長に報告し、指示・判断を仰ぐものであるから、客観的であると同時に正確であることを要するものである。

また、復命書は、行政処分の正当性をも表出すべき文書であり、監督署長の判断の正当性を損なわぬよう、調査結果を正確に記述すべきものである。

③ 簡潔で明瞭な表現

復命書は、復命書作成者自身のメモではなく、監督署長に調査結果を報告するためには作成し、監督署長の指示・判断を仰ぐために作成する文書であるから、調査結果を順序立てて理解しやすく記述することに努めるべきである。そのためには、復命書の作成にあたっては、あらかじめ復命書の構成、記載項目、記載内容等の概略を組み立てておき、これに添った復命書を作成することも必要である。

(6) 調査官意見

復命書は、調査結果の単なる取りまとめではなく、行政処分の決定に至る過程において生じた問題点等を検討し、今後採るべき措置等についての指針となるものであるから、これまでの調査結果を踏まえ、監督署長の的確な指示・判断がなされるよう調査官による意見が重要となる。

調査官の意見については、単に調査結果の羅列にとどまることなく、これまでの調査結果から、認定基準等に添った判断根拠を示しながら今後の問題にいかに対処すべきかを明確にする必要がある。

(7) 監督署長、業務担当責任者の指示・判断

復命書については、調査担当者と監督署長との間における単なる報告を受ける復命にとどまることなく、監督署長等の管理者は、その調査結果に基づき、問題点を把握し、今後の採るべき措置等について的確な指示・判断を行うことにより、事案の進行管理に努めるべきものである。

4 復命書作成に当たっての留意事項

復命書の作成に当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- (1) 業務上外等について認定基準が示されている事案については、認定基準に添った調査事項を記載すること。
- (2) 不支給事案であっても、審査請求等で取り消されることがあるので、平均賃金、特別給与等算定できる資料は収集しておくこと。
- (3) 医証について見解が分かれている事案については、特定の意見書を調査官が採用する根拠を明らかにすること。
- (4) 監督署長が判断するに当たって、重要と思われる事項は詳細に記載し、そうでない

事項は簡潔に記載するなど、メリハリのきいた表現を用いることが大切であること。

- (5) あいまいな表現や回りくどい表現は避け、適宜項目を分けたり、使用する語句を十分に吟味し、わかりやすく、読みやすく記載することが肝要であること。
- (6) 修飾語を用いすぎたり、主語と目的語及び述語や修飾語と被修飾語の位置が離れすぎていたり、一つの文章があまりにも長すぎたりすると、文意がわかりにくくなる場合があるので、注意しなければならないこと。
- (7) 人名等の固有名詞を記載する場合は、行を改め、本文より2~3文字空けて記載するといった工夫も必要であること。
- (8) 事実等の記載については、「六何の原則」（平成6年9月補償課「聴取書作成要領」参照）に従って記入すること。
- (9) 事実をありのままに記載し、調査官の推測や感想を述べたり、誇張された表現にならないようにすること。
- (10) 誤字・脱字に注意し、文字は正確に、かつ、読みやすいように丁寧に書くことが大切であり、ワープロを用いて復命書を作成する場合は、変換ミスに十分留意すること。
- (11) 地名や人名等の固有名詞や難読語には、ふりがなを付したり、医学用語や法律用語のような専門用語には、わかりやすい説明を加えたりする等の配慮が必要であること。
- (12) 一つの文章の中に、「事実」と「調査官の判断や意見」のように性質の異なるものが入り交じっていると、復命書を読む人が混乱するおそれがあるので、性質の異なるものは、はっきりと区別して記載すること。
- (13) 調査官が意見を記述するに当たって、判例や通達を引用しているのに、それを明らかにしないで、調査官自身の見解のように記載することは、誤解を生ずるおそれがあるので、調査官が判断の根拠とした資料は、必ず復命書の中に明示しておくこと。
- (14) 復命書作成年月日は、現実にその復命書を作成した年月日を記載すべきであり、遡及して記載した場合には、その復命書の信憑性を疑われることになるので留意すること。

例えば、遠方の医療機関等に出張し実地調査を行った場合などは、後日、復命書を作成することが多いが、このような場合は、実地調査を行った年月日ではなく、帰庁した後、復命書を実際に作成した年月日を記載すること。

なお、調査結果を正確に記載するためには、調査官の記憶が鮮明な時点で作成する

ことが大切であるから、後日、復命書を作成する場合には、時間を置くことなく、帰庁後速やかに作成することが望ましいこと。

- (15) 復命書作成についての責任の所在を明らかにするため、復命書には、復命書作成者の所属官署及び官職を記載するとともに、復命書作成者の署名押印（記名押印を含む）が必要であること。
- (16) 復命書は、同種事案に対する的確な対応にも資するものであることから、積極的にその復命内容を活用すべきものであること。

(参考) 「労災保険給付事務取扱手引」より抜粋

201 実地調査の要領

保険給付支払請求書の審査については、各保険給付支払請求書の審査において疑義が生じた場合は、実際に事業場、診療機関その他に出張して災害発生状況、原因等の調査や関係帳簿書類等の点検あるいは関係者からの事情聴取等実地調査を行うこと。

なお、実地調査の要領は、各保険給付によって異なるが、調査の対象及び要点を的確に把握し時期を失すことのないよう注意すること。

1 共通的調査

各保険給付の実地調査に当たっては、次の事項に留意して実施すること。

- (1) 災害が業務によるものであるか又は通勤によるものであるかどうかを、作業場所、作業時間、作業内容、作業施設、労働環境、労働者の健康状態、労働に従事した時間、その他災害の発生について関連があると認められる事項について調査すること。
- (2) 災害発生現場等を調査することにより当該災害発生の原因が、事業主、若しくは労働者の故意又は重大な過失によるものでないか、第三者の行為によるものでないかどうか等について調査すること。
- (3) 災害発生日時、出勤簿、賃金台帳等を検査し、業務災害の場合は災害が勤務外の日時又は私用によって生じたものでなかったかどうか、通勤災害の場合は通勤以外の私的行為によって生じたものでなかったかどうかを調査すること。
なお、調査に当たっては、被災労働者について調査することはもちろん、必要に応じて事業主、同僚労働者、現認者その他の目撃者等について調査すること。
- (4) 林業、漁業等については、労働関係の不明瞭なものが多いことから、労働契約、当該地方の習慣等について調査すること。
- (5) 事業主又は事業場の事務担当者が、労働者の印鑑を保管している場合には、不正が行われ易いので、被災労働者又はその遺族が、保険給付請求の事実及びその内容につき充分閲知しているか、印鑑の保管者が不正使用をしていなかったかについて確認すること。
- (6) 受任者扱のもの、又は請求人の住所が所属事務所気付となっているものについて保険給付後調査するときは、給付額が確実に請求人に渡されているかどうかを確認すること。

(7) 業務上の傷病と業務外の傷病又は通勤による傷病とが競合していないかどうかを調査すること。

2 療養（補償）給付についての調査

療養（補償）給付の実地調査については、次の事項について特に留意し、必要があるときは労災医員又は専門医の意見を聞く等適切な措置をとること。

(1) 初診年月日

請求書記載の傷病年月日が正しいかどうかを診療録・病床日誌・体温記録表等によって確認する。

(2) 災害発生状況・原因

請求書記載のものと診療録記載のものとを照合して確認する。

(3) 付添看護

イ 労働者の傷病の程度から必要と認められるか。

ロ 指定・協力料金以上の料金を徴していないか。

(4) 治ゆの取扱い

診療録その他の記録から、治ゆとすべきものを漫然と継続診療していないか調査すること。なお、治ゆと判断されたものについては、被災者基本情報登録・修正帳票等により治ゆ年月日を登記すること。

3 休業（補償）給付についての調査

休業（補償）給付の実地調査に際しては、特に次の事項に留意して行うこと。

(1) 休業の必要の有無と事実

イ 休業の必要性の有無については、医師の意見を聞き、場合によっては被災労働者に事情を聴取すること。

ロ 休業の有無については、出勤簿等によって確認すること。

ハ 傷病名よりみて休業期間が長いと思われるもの、又は休業を必要としないと思われるものについては、労働不能の程度等について担当医師及び労働者について調査すること。

(2) 賃金支払いの有無

休業期間中に賃金が支払われていないか、特に月給者については休業期間中に月給が支払われていることがあることから、賃金台帳によって確認すること。

(3) 納付基礎日額

イ 請求書の「平均賃金算定内訳」の金額が賃金台帳等の支払金額と相違していないか。

ロ 本人の年齢、経験等からみて高すぎると思われるものは調査すること。

ハ 臨時に支払われた賃金又は3か月を超える時間ごとに支払われた賃金等算定の基礎に算入すべきでないものを算入していないか。

ニ 賃金締切日・雇用年月日について確認すること。

ホ 常用、日雇の別を労働者名簿・出勤簿等によって確認すること。

4 障害（補償）給付についての調査

障害（補償）給付についての実地調査については、前記105を参照して調査することとするが、特に次の点に留意すること。

(1) 障害を残した同一部位について既存障害がなかったかどうかを事業場備付けの健康診断書又は事業主等からの聴取等により調査すること。

(2) 厚生年金法等の年金について請求書に記載のないもの又は該当なしと記載されているものについては、事業場の関係帳簿等によって確認すること。

5 遺族（補償）給付についての調査

遺族（補償）給付についての実地調査については、特に次の事項に留意すること。

(1) 請求人の受給順位が正当であるか、請求人以外に同順位がないかどうか及び遺族の障害状態が確認されているかどうかを戸籍謄本、本人及び遺族その他の関係者につき調査すること。

(2) 請求人が「婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」であるときは、その事実を父母、事業主、同居者、同僚労働者、近隣者及び警察、市町村役場について調査すること。この調査には、子の有無、内縁関係の期間及び共同経済生活関係についても調査すること。

(3) 請求人が「労働者の死亡当時その収入によって生計を維持していた者」であるときは、家庭の状況を調査するとともに、請求人の生計に要する費用の額及び請求人が労働者より与えられた費用の額を、家計簿、領収書等によって調査すること。

(4) 請求人が「労働者の死亡当時生計を維持していた者」であるときについても、前号と同様の調査を行うこと。

(5) 外国籍を有する者に係る戸籍謄本の取寄せ等に当たっては、昭和37年2月15日基発第132号、平成6年2月4日事務連絡第3号に留意の上、調査を行うこと。

6 葬祭料又は葬祭給付についての調査

請求人が遺族（補償）給付の受給権者あるいは受給資格者である場合は、特に実地調査を行わなくても提出された資料によって葬祭を行う者を確認できるが、請求人が事業主その他の者であるときには、次の要領によって実地調査すること。

- (1) 葬祭を行う遺族がいないため、事業主その他の者が行ったものであるか確認する。
- (2) 事業主が儀礼的・恩恵的に行った社葬等は保険給付の対象とならないものであるから、就業規則、会社内規則等によって調査する。
- (3) 給付基礎日額に相違ないか賃金台帳等によって確認する。

202 労災保険に係る不正受給防止対策

（略）

1 基本的事項

- (1) 労災保険に係る各種届出・請求等の内容の点検・審査を一層慎重かつ厳正に行うこととし、必要に応じ実地調査を行うこと。

（略）

2 個別的事項

- (1) 労災保険適用関係

イ （略）

ロ 特に事業の実在が疑わしいと考えられる場合には実地調査を実施すること。

- (2) 労災給付関係

（略）

イ 労災保険の保険給付の支給決定を行うに当たり、保険関係成立後短期間（概ね6箇月以内）に保険給付の請求が行われている事案については、実地調査により事業場及び災害発生の有無、被災労働者、事業主、医療機関等からの事情聴取等を行うものとする。（略）

ロ 上記イの実地調査以外に、一定の抽出率による実地調査又は呼出調査等（電話照会による確認、関係資料の提出要求、文書照会等）を適宜行うこと。

ハ その他、請求書の記載内容について疑問のある事案については、適宜実地調査又は呼出調査等を行い、事実確認の強化を図ること。

203 実地調査復命書の作成

1 実地調査復命書の作成

各保険給付支給請求書について実地調査を行ったときは、実地調査後遅滞なく調査事項について実地調査復命書を作成すること。

関係者の出頭を求め、関係帳簿等について調査した場合においても実地調査に準ずるものとして実地調査復命書を作成すること。

なお、実地調査復命書は、各局において定めた適宜の様式とするが、復命書には、調査に際して収集した資料を添付すること。

また、当該保険給付支給請求書の決裁に当たっては、上記の実地調査復命書を添付して決裁を受けること。

2 実地調査復命書の編綴

(1) 実地調査復命書は、年度ごとに一連番号を付し、番号順に編纂すること。また、当該復命書綴には索引を作成すること。

(2) 年金関係の実地調査復命書は、個人別年金ファイルに別綴とすること。

I 各保険給付支給請求書の受付及び審査

102 共通的審査

(略)

5 労働者性の確認

労災保険法上の「労働者」とは、基準法第9条に規定されている「労働」と同義であり、一般的にはいわゆる「使用従属関係」の有無に基づいて判断することになる。

具体的には、次に掲げる判断要素により判明した事項を総合的に勘案して労働者性の有無を判断することとなるが、これらすべての要素を満たさなければ労働者性が否定されるといった性質のものでないことに留意する必要がある。

(1) 「使用従属関係」の存在に関する判断要素

(略)

(2) 労働者性の判断を補強する要素

(略)

(3) 雇用と請負・委任との区分

(略)

(4) 一般的に問題となることが多い事例

イ 法人の役員 (略)

ロ 請負制の大工など (略)

ハ 委任契約の外務員等 (略)

ニ 在宅勤務者 (略)

ホ 同居の親族 (略)

ヘ 労働組合の役員 (略)

(5) 労働者の所属 (適用関係)

イ 出向労働者 (略)

ロ 派遣労働者 (略)

ハ 海外出張者及び海外派遣者 (略)

ニ 外国人 (略)

6 業務上外の確認

業務上の事由による傷病とは、業務との間に相当因果関係のある傷病等をいい、この業務との相当因果関係のあることを業務起因性と呼ぶ。

この業務起因性があるか否かは、労働者が「労働契約に従って事業主の支配下にあること」（「業務遂行性」と呼ぶ。）に伴う危険が現実化したものと経験則上認められるか否かによって判断される。

7 通勤災害か否かの確認

通勤災害に伴う労災保険給付は、労働者の通勤による傷病等に対して支給される。

通勤災害とされるためには、通勤と傷病等との間に相当因果関係のあること、つまり、通勤に通常伴う危険が具体化したものと経験則上認められねばならず、これは業務災害の場合の業務起因性に相当するものである。

また、通勤とされるためには、次の要件を満たしていることが必要である。

- (1) 「就業に関し」行われる往復行為であること。
- (2) 「住居」と「就業の場所」との間の往復行為であること。

- (3) 「合理的な経路及び方法」により行われる往復行為であること。
- (4) 往復行為に「合理的な経路の逸脱又は往復行為の中斷」がないこと。
- (5) 「業務の性質を有する」往復行為でないこと。

なお、往復行為に「合理的な経路の逸脱又は往復行為の中斷」がある場合には、当該逸脱又は中斷の間及びその後については原則として通勤とはされないが、当該逸脱又は中斷が「日常生活上必要な行為であって労働省令（労災則第8条）で定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のもの」である場合には、当該逸脱又は中斷の間を除き、合理的な経路に復した後は再び通勤とされる。

5 調査結果復命書参考事例

(1) 労働者性

整理番号

調查結果復命書

調査記録・調査内容

1 調査概要

(1) 業務の指示等に対して諾否の自由はあるか否か (1)

本件事業場には、請求人のほかに4名の傭車運転手がいたが、これらの傭車運転手の運送業務はすべて工場の運送計画に組み込まれており、工場の運送係から運送計画に基づいて、運送物品、運送先及び納入時刻につき指示を受けていたものである。

したがって、請求人を含む傭車運転手に対しては、実際には工場以外からの仕事の依頼は考えられず、また、工場からの指示による運送業務を断ればその分の報酬が得られない関係にあるので、事実上、傭車運転手には工場からの指示を拒否する自由はない。

しかし、これは、傭車運転手がいわば専属的な下請業者と同様の立場にある場合にも事実上拒否する自由がないことを考え合わせると、労働者としての立場から、指示を拒否できないものとはいきれない。

(別添資料2〇〇工場運送計画、資料3運送指示書及び運送係長〇〇〇〇からの聴取書参照)

(2) 業務の内容及び遂行方法について具体的指示があるか否か (2)

業務の内容についての指示は、原則として、運送物品、運送先及び納入時刻に限られ、運転経路、出発時刻、運転方法等には及ばず、運転業務を終え、事業場に戻った以降は、傭車運転手の自由に任せられているなど、会社からの指示は限定された範囲にとどまっている。

(運送係長〇〇〇〇、請求人及び傭車運転手〇〇〇〇からの聴取書参照)

(3) 勤務場所及び勤務時間が指定され管理されているか否か (3)

請求人の業務は専ら本件事業場に関するものであり、事業場において運送係から運送についての指示を受け、運送を終えると事業場に戻ることとされていた。

毎日の始業と終業の時間は、事業場の運送係から指示される運送先に納入すべき時刻、運送先までの距離、翌日の運送の指示が行われる時刻、その後の荷積み

調査記録・調査内容

に要する時間等によって決まるものであり、始業・終業の時刻は日々変動しており、一般従業員のように何時から何時までが勤務時間であるといった厳格な拘束はなかった。

また、倉庫運転手が自己都合で休む場合は、事前に届け出るよう指示されていたが、これは、倉庫運転手を自己の労働者として管理することが目的なのではなく、運送計画を作成する必要性からである。

(運送係長〇〇〇〇、請求人及び倉庫運転手〇〇〇〇からの聴取書参照)

(4) 労務提供について代替性があるか否か ⁽⁴⁾

運送業務を行うについて、第三者に代替させることも助手等を使うことも明示的には禁止されていなかったが、請求人はトラック1台のみを所有し、事務所もなければ、業務について補助者を使用しているわけでもないので、現実には一人で運送業務を行っており、他の者に代わってもらったことはなかった。

(運送係長〇〇〇〇、請求人及び倉庫運転手〇〇〇〇からの聴取書参照)

(5) 報酬が一定時間労務を提供したことに対する対価とみられるか否か ⁽⁵⁾

請求人ら倉庫運転手の報酬は、トラックの積載量と運送距離によって定まる運賃表により支払われていた。

この運賃表は、〇〇県トラック協会の定める運賃表と同じであり、一般のトラック借り上げの場合の運賃料と全く同じである。

仕事を休んだ場合には全く保障はなく、通常の場合より相当長時間遅くまで働くことになっても、それに対し割増賃金等が支払われるということはなかった。

報酬額については、会社側としては効率的に運送業務を行うためにできるだけ平均的に運送業務の配分をし、報酬額も毎月それほど大きな差異はなく、請求人に対する報酬額は、年間平均月〇〇万円から〇〇万円余りであり、平均すると〇〇万円であった。

報酬額から、トラックのローン、ガソリン代、高速道路料金、修理代、自動車保険の保険料を差し引くと、月平均〇〇万円であり、この額は一般の自家用貨物

調査記録・調査内容

自動車の運転手や営業用小型・普通貨物自動車を運転する労働者の平均賃金よりは高額であった。

なお、職種は違うが、本件事業場の一般従業員の給与との倅車運転手の報酬額を比較すると、倅車運転手の報酬は、ほぼ同年齢の一般従業員の給与額（社会保険等の保険料、源泉徴収所得税控除前のもの）と比較して高額であった。

（別添資料4運賃表、資料5〇〇県トラック協会運賃表、資料6賃金構造統計基本調査抜すい、資料7報酬比較表及び運送係長〇〇〇〇からの聴取書参照）

(6) 危険負担の有無 ⁽⁶⁾

請求人を含む倅車運転手は、運転業務に不可欠な機材であるトラックを自ら所有し、その購入代金はもとより、ガソリン代、修理代、運送の際の高速道路料金を負担し、また、自ら自動車保険に加入しその保険料を支払っていたものである。

請求人所有の5トントラックの購入代金は、約〇〇〇万円であり、収入額に比し高額であり、また、事故の場合の責任も事業場から自分で負うようにいわれていたものである。

請求人所有のトラックは、請求人の報酬に比し高価といい得るので、請求人は、自らの計算と危険負担に基づいて事業を行っているという面があったと認められる。

（商品管理課長〇〇〇〇、請求人及び倅車運転手〇〇〇〇からの聴取書参照）

(7) 専属性が強く当該企業に従事しているといえるか否か ⁽⁷⁾

請求人を含む倅車運転手は、事業場の組織に組み込まれているという面があるが、就業規則が適用されないなど、他の一般の従業員と同様の取扱いはされていなかったものである。

また、事業場に運送部門を設けず従業員としての運転手を採用しないことは、事業場の経営政策上の理由によるものであるが、請求人及び他の倅車運転手からの聴取書にもあるとおり、請求人らは、一般従業員と異なって、退職金がなく、

調査記録・調査内容

福利厚生も同様の取扱いではない。

(別添資料8 就業規則、請求人及び倅車運転手〇〇〇〇からの聴取書参照)

(8) 報酬について給与所得として源泉徴収されているか否か、社会保険が適用されているか否か (8)

事業場の賃金台帳には、請求人ら倅車運転手の名前はなく、経理帳簿において外注として処理されており、所得税の源泉徴収はされていない。したがって、税金は、事業所得として倅車運転手が確定申告していた。

また、健康保険、厚生年金保険、雇用保険の適用対象とはなっておらず、請求人は、国民健康保険及び国民年金の保険料を自ら負担していた。

(別添資料9 賃金台帳写、資料10 経理帳簿、資料11 請求人の確定申告写、及び資料12 保険料納付書写参照)

2 調査官意見

前記の調査概要によれば、請求人は、事業場の組織に組み込まれ、事業場から一定の指示を受け、場所的にも時間的にもある程度拘束され、報酬も業務の履行に対して支払われ、毎月さほど大きな差のない額が支払われていたことなどから、労働者に近い側面を有するものともいえる。

しかしながら、請求人は、業務用機材である5トントラックを所有して業務の遂行につき危険を負担しており、さらに、倅車運転手に対する事業場の指示等は一般的従業員に対する指揮監督に比べて範囲は狭く、内容的にも弱いものと認められ、場所的・時間的拘束も一般的従業員よりは狭く、就業規則も適用されず、退職金もないなど一般従業員とは異なる取扱いとなっている。

また、報酬も出来高払いであり、所得の源泉徴収はなく、健康保険や厚生年金保険、雇用保険の適用対象ともなっていない。

以上のことから、請求人は、自らの危険負担のもと事業場と運送請負契約を締結した者と認められることから、労働基準法上の労働者とは認められず、労災保険法の適用もないものというべきであり、本件請求については、不支給と決定すべきも

調査記録・調査内容

のと思料する。

【 ポイント 】

使用従属性

- (1) 業務の指示等に対して諾否の自由はあるか否か
- (2) 業務の内容及び遂行方法について具体的指示があるか否か
- (3) 勤務場所及び勤務時間が指定され管理されているか否か
- (4) 労務提供について代替性があるか否か
- (5) 報酬が一定時間労務を提供したことに対する対価とみられるか否か
- (6) 危険負担の有無
- (7) 専属性が強く当該企業に従事しているといえるか否か
- (8) 報酬について給与所得として源泉徴収されているか否か、社会保険が適用されているか否か

(2) 業務上外

整理番号

調查結果復命書

調査記録・調査内容

1 事案の概要

被災者〇〇〇〇は、〇〇産業（株）の営業課に所属する営業係員であったが、平成〇年〇月〇日及び〇日の両日、伊豆で行われる予定の会社従業員による1泊2日の社員旅行に参加するため、〇月〇日に会社の所有する乗用車で伊豆に向かう途中交通事故に遭い同日死亡したものである。

（別添資料1労働者死傷病報告写及び資料2請求書添付死体検査書写参照）

2 社員旅行の性格について

本件社員旅行の主催者、開催目的、開催経緯等については、次のとおりである。

(1) 主催者

主催者は、会社の従業員親睦団体「〇〇会」 ⁽¹⁾である。この団体は、従業員全員が会員となって組織された団体で、従業員の福祉増進を図り、従業員相互の親睦を深め、もって事業の健全な発展に資することを目的とし、会長は社長、副会長は専務、総務課長が幹事長となって、従業員の中から数名を幹事として依頼し、準備・運営を行っているものであり、今回については、幹事長が〇〇総務課長、幹事が総務課員〇〇、経理課員〇〇、営業課員〇〇となっており、被災者は幹事ではなかった ⁽²⁾ことが認められる。

（別添資料3〇〇会規約、会社社長からの聴取書、総務課長からの聴取書及び各幹事からの聴取書参照）

(2) 開催目的

会社の社員旅行は、開催者の申述によれば、特に書面で明確に規定されているわけではないが、〇〇会の設置目的より、従業員の福祉増進を図り、従業員相互の親睦を深めることを目的 ⁽³⁾とするものであると考えられる。

（別添総務課長〇〇からの聴取書及び会社社長〇〇からの聴取書参照）

(3) 過去の開催実績

本件社員旅行は、平成〇年から毎年開催 ⁽⁴⁾されている。

（別添会社社長からの聴取書及び総務課長からの聴取書参照）

調査記録・調査内容

(4) 経費負担

社員旅行の経費は、半分は毎月従業員から徴収している〇〇会費積立分を充て、残りの半分は、会社が負担していた。⁽⁵⁾

(別添総務課長からの聴取書及び資料4 社員旅行帳簿参照)

(5) 開催日

社内旅行は、会社が週休2日制なので、通常、7月あるいは8月の土曜・日曜に開催されている。⁽⁶⁾

(別添総務課長からの聴取書参照)

(6) 参加者の募集及び給与の支給について

参加者の募集は、開催の約1か月前から、幹事が作成した募集のビラや勧誘の電話等により行われている。

また、会社から参加者に対して旅行開催日を出勤扱いとして休日手当を支給したり、不参加者に対して欠勤扱いにするといったことは行われておらず、就業規則上も社員旅行の場合の取扱いは定められていない。⁽⁷⁾

(別添総務課長からの聴取書、資料5 会社就業規則及び資料6 貨金台帳参照)

(7) 参加者数

参加者数は、全社で従業員50名に対し、これまで30名前後となっており、今回も被災者を含めて35名であり、必ずしも全員参加を前提とはしておらず、個人的な用事で参加しない者もかなりいた⁽⁸⁾ ことが認められる。

(別添資料7 参加者名簿参照)

(8) 旅行内容

通常、幹事が中心となって観光、自由行動、宴会等を行っており、レクリエーション中心の内容である。⁽⁹⁾

今回の旅行の内容は次のとおりである。

(別添資料8 「旅行のしおり」参照)

調査記録・調査内容

8月6日

11:30 現地集合、点呼、注意事項の伝達
11:45 昼食
13:00 観光
18:00 宴会
20:00 自由行動、就寝

8月7日

7:00 起床
7:30 朝食
8:30 自由行動
11:00 集合、点呼、解散

(9) 運営

こうした旅行の運営は、すべて従業員有志の幹事によって「○○会」として行われており、会社組織によって運営されているものではない。(1)

(10) 会社の関与の有無

前記(4)のほか、社員旅行に関して、社有車の貸与を行っている程度であり、あくまで社員旅行に便宜供与しているという性質のものである。

3 調査官意見

本件社員旅行は、会社が経費の半分を負担したり、社有車の貸与を行うなどの便宜供与を図っているものの、従業員親睦団体「○○会」主催で経費は自己負担が半分であり、また、全員参加を前提としていないことから、会社が事業活動の必要に基づき、特別の業務命令として労働者に参加を強制したものではなく、また、被災者は、幹事として参加したものではないことが認められる。

したがって、本件社員旅行は、任意参加のものであり、会社の福利厚生の一環として開催されているものとみるのが相当であることから、本件社員旅行の参加については、業務遂行性は認められない。

調査記録・調査内容

したがって、本件社員旅行に向かう途中の交通事故についても、業務遂行性は認められないことから、被災者〇〇〇〇の死亡は業務上の事由によるものとは認められない。

よって、本件請求は、不支給決定すべきものと思料する。

【 ポイント 】

社員旅行の性格を明らかにすること

(1) 主催者は誰であるか

(2) 被災者は幹事であるか

(旅行の運営に関し、業務命令を受けていたか)

(3) 開催目的は何であるか

(4) 過去の開催実績

(5) 経費を負担するのは誰か

(6) 開催日（出勤日か）

(7) 強制参加か否か

(8) 全員参加か否か

(9) 旅行内容